

広島県農業再生協議会事務処理規程

| | | |
|-------|-------|----|
| 平成16年 | 3月26日 | 制定 |
| 平成19年 | 4月10日 | 改正 |
| 平成20年 | 2月20日 | 改正 |
| 平成20年 | 12月8日 | 改正 |
| 平成21年 | 2月23日 | 改正 |
| 平成21年 | 4月14日 | 改正 |
| 平成21年 | 7月10日 | 改正 |
| 平成22年 | 4月26日 | 改正 |
| 平成23年 | 6月14日 | 改正 |
| 平成23年 | 9月12日 | 改正 |
| 平成25年 | 3月19日 | 改正 |
| 平成25年 | 5月29日 | 改正 |
| 平成26年 | 2月25日 | 改正 |
| 平成27年 | 2月13日 | 改正 |
| 平成27年 | 5月22日 | 改正 |
| 平成29年 | 6月14日 | 改正 |
| 平成30年 | 6月14日 | 改正 |
| 令和2年 | 6月11日 | 改正 |

(目的)

第1条 この規程は、広島県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 県協議会の事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務
- (2) 経営所得安定対策等推進事業の指導助言に係る事務
- (3) 収入減少影響緩和対策の実施に係る事務
- (4) 施設園芸等燃油価格高騰対策の実施に係る事務
- (5) 高収益作物次期作支援交付金の実施に係る事務
- (6) その他県協議会の執行に必要な事務

2 前項に掲げる事務の責任者は次のとおりとする。

- (1) 前項第1号から第5号に係る収入支出に関すること及び第7号に係る事務は、事務局長を事務責任者とする。
- (2) 前項第1号から第5号に係る事務（収入支出に関することを除く）は、事務

局次長を事務責任者とする。

- 3 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る県協議会文書取扱規程第5条の文書管理責任者及び当該事務の区分に係る県協議会会計処理規程第8条の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第4条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、県協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 県協議会の設立総会における議決事項は、本規約に基づく議決事項とすることができるものとする。

附則

- 1 この規程の改正は、平成19年4月10日から施行する。
- 2 平成18年産の稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策については、なお従前の例による。

附則

この規程の改正は、平成20年2月20日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成20年12月8日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成21年2月23日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成21年4月14日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成21年7月10日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、平成22年4月26日から施行する。
- 2 平成21年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田活用対策及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例による。

附則

- 1 この規程の改正は、平成23年6月14日から施行する。
- 2 平成22年産の取組に係る戸別所得補償モデル対策、作付拡大条件不利補正対

策，耕畜連携粗飼料増産対策及び自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業については，なお従前の例による。

附則

この規程の改正は，平成23年9月12日から施行する。

附則

この規程の改正は，平成25年3月19日から施行する。

附則

この規程の改正は，平成25年5月29日から施行する。

附則

1 この規程の改正は，平成26年2月25日から施行する。

附則

1 この規程の改正は，平成27年2月13日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は，平成27年5月22日から施行する。
- 2 平成25年産の取組に係る大豆・麦等生産体制緊急整備事業については，なお従前の例による。

附則

1 この規程の改正は，平成29年6月14日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は，平成30年6月14日から施行する。
- 2 平成27年産の取組に係る稲作農業の体質強化緊急対策事業については，なお従前の例による。

附則

1 この規定の改正は，令和2年6月11日から施行する。